

共生型小規模多機能ホーム ohanaサテライト上成

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、富田ケアセンター有限会社が開設する「共生型小規模多機能ホーム ohanaサテライト上成」（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「小多機事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、その利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。

2 小多機事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、自らその提供する小多機事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 共生型小規模多機能ホーム ohanaサテライト上成
- 二 所在地 倉敷市玉島上成652番地4

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、事業所の登録者に係る居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成等に係る業務、登録者の利用する介護サービス及び介護予防サービス等に係る給付管理、指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。
- 三 介護職員 4人以上
介護職員は、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供及び宿直業務に

従事する。

宿泊に対して１人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜間連絡がとれる体制の者を１名以上配置する。

四 看護職員 １人以上

看護職員は、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供及び宿直業務に従事する。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 ２４時間

三 サービス提供時間 ①通いサービス ９時３０分から１６時３０分までとする。

②宿泊サービス １６時３０分から９時３０分までとする。

（夜間及び深夜の時間帯 ２１時００分から６時００分まで）

③訪問サービス ２４時間対応可

四 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（登録定員及び利用定員）

第６条 当該事業所における登録定員及び各サービスの利用定員は、次のとおりとする。

一 登録定員 １８名

二 通いサービスの定員 １２名

三 宿泊サービスの定員 ４名

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の内容）

第７条 小多機事業の内容は次のとおりとする。

一 通いサービス・・・原則、通いサービス提供時間で提供される以下のサービス。

① 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護（休養）

② 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

エ 体操

イ レクリエーション

オ 筋力向上訓練

ウ 行事的活動

③ 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。

又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

④ 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

⑤ 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

二 訪問サービス

① 身体介護

② 生活援助

③ 通院等のための乗車又は降車の介助

三 宿泊サービス・・・原則、宿泊サービス提供時間で提供される以下のサービス。

① 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護（休養）

② 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

エ 体操

イ レクリエーション

オ 筋力向上訓練

ウ 行事的活動

③ 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。

④ 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。

⑤ 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。

四 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

五 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第8条 小多機事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該小多機事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。

二 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住において訪問サービスを提供行う場合に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。

三 食費として、朝食300円、昼食650円、夕食650円。

四 宿泊費として、一泊当たり 3,000円。

五 おむつ代として、その実費。

六 その他サービスにおいて利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、小多機事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な小多機事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に小多機事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、倉敷市、利用者の家族、当該利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を行う。

- 2 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 4 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 5 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年3月及び9月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見及び虐待等への迅速かつ適切な対応の観点から虐待の防止に関する担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- 二 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

（身体拘束）

第15条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条の運営推進会議に報告する。

（運営推進会議）

第16条 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、倉敷市の職員、地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護サービス事業についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（苦情解決）

第17条 提供したサービスに係る利用者及びその家族等の苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずるものとする。

2 サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、完結後、5年間保存する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、富田ケアセンター有限公司と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。